

令和 8 年横審第 9 号

裁 決

モーターボート A 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官栃下勝則及び同官畑中充出席
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 7 年 4 月 2 7 日 0 4 時 1 0 分

伊勢湾北部木曾川河口

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 7.3 トン

全 長 10.38 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 279 キロワット

3 事実の経過

Aは、平成5年4月に進水し、船体中央にキャビン兼ねた操舵室を配し、操舵室及び同室上方のフライングブリッジにそれぞれ操縦席を備え、操舵室のみにGPSプロッターを装備した、アウトドライブユニット2機を有するFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.8メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和7年4月27日04時00分愛知県弥富市所在のマリーナを発し、三重県石鏡漁港東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、伊勢湾北部の木曽川河口付近は、水深2メートル以下の浅水域が拡張しており、木曽川右岸南端を基部として150度（真方位、以下同じ。）方向に、高潮時には水面下に没する石積み構造でコンクリート製上部工を設置した長さ約2,900メートルの木曽川導流堤が築造されていた。

また、a受審人は、令和2年12月にAを所有して以来、木曽川河口付近を60回ないし70回航行して水路事情を承知しており、伊勢湾北部を航行するときは、スマートフォンの地図アプリケーションソフトウェア（以下「地図アプリ」という。）を航空写真モードで使用し、地図アプリに入力した過去の航跡にスマートフォンのGPS機能による現在地表示が沿うように航行し、夜間、操舵室で地図アプリを使うとスマートフォンの画面の明かりが窓ガラスに反射して見張りに支障を感じていたので、日中は操舵室、夜間はフライングブリッジで操縦していた。

a受審人は、操舵室のGPSプロッターを作動させ、月明かりがない中、スマートフォンの画面に目を向けながら、フライングブリッジ中央の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、04時08分僅か過

ぎ揖斐川口灯台から027度2.70海里の地点で、針路を186度に定め、24.0ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

04時08分半a受審人は、揖斐川口灯台から028.5度2.56海里の地点に達したとき、地図アプリの現在地表示の異常に気付いたものの、正船首1,110メートルのところとなった木曽川導流堤に向首している状況であったが、過去の航跡に沿って航行しているものと思い、一旦停船して操舵室で作動中のGPSプロッターを活用して同導流堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、木曽川導流堤に向首したまま続航中、スマートフォンを再起動し、04時10分僅か前再び地図アプリを立ち上げたところ、同導流堤が船首至近であることに気付き、左舵一杯をとったものの、及ばず、Aは、04時10分揖斐川口灯台から035度2.02海里の地点において、船首が176度を向いたとき、原速力で、木曽川導流堤に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、月出時刻は04時23分であった。

乗揚げの結果、右舷側アウトドライブユニットの脱及び船体中央部から船尾部にかけての船底外板に擦過傷等を、木曽川導流堤は、上部工の側面に擦過痕をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、夜間、伊勢湾北部木曽川河口において、釣り場に向けて航行中、地図アプリの現在地表示の異常に気付いた際、船位の確認が不十分で、木曽川導流堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、伊勢湾北部木曽川河口において、釣り場に向けて

航行中、地図アプリの現在地表示の異常に気付いた場合、木曽川導流堤に乗り揚げることをしないよう、一旦停船して操舵室で作動中のGPSプロッターを活用して同導流堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、過去の航跡に沿って航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、木曽川導流堤に向首して接近する状況に気付かないまま進行して同導流堤に乗り揚げる事態を招き、船体及び木曽川導流堤に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年5月27日

横浜地方海難審判所

審判官 神 崎 和 徳